

長崎市重度身体障害者住宅改修助成事業実施要綱

平成 12 年 4 月 1 日
告示第 56 号

改正 平成 13 年 3 月 30 日告示第 119 号
平成 14 年 4 月 1 日告示第 190 号
平成 15 年 3 月 31 日告示第 167 号
平成 15 年 5 月 27 日告示第 281 号
平成 16 年 2 月 16 日告示第 49 号
平成 18 年 3 月 31 日告示第 220 号の 2
平成 19 年 2 月 7 日告示第 78 号
平成 19 年 3 月 27 日告示第 215 号
平成 31 年 4 月 5 日告示第 193 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、在宅での重度身体障害者がいる世帯に対し、重度身体障害者の居住に適するよう住宅を改修（以下「住宅改修」という。）する費用の全部又は一部を助成する長崎市重度身体障害者住宅改修助成事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和 63 年長崎市規則第 21 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定め、もって重度身体障害者の自立を助長するとともに、その者の介護を行う家族等（以下「介護者」という。）の負担を軽減することを目的とする。

(対象者)

第 2 条 対象者は次の各号のいずれかに該当する重度身体障害者とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に規定する身体障害者の交付を受けた者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に規定する 1 級若しくは 2 級の等級に該当する障害のあるもの

(2) 前号に規定する障害のある者と同程度の障害があると市長が認めた者
(助成をする世帯)

第 3 条 市長は、対象者が次に該当する世帯に属する場合に限り、助成を行うものとする。

(1) 世帯員の前年分（申請が 1 月から 6 月までの間にあったときは前々年分）の市民税・県民税額の合算額が 12 万 8 千円以下の世帯であること。

(2) 世帯員に市税の滞納がないこと。

(3) 市内に存する現に必要なとする住宅に居住している世帯であること。この場合にあつて、居住している住宅が借家等である場合にあつては、家主等の承諾が得られるときは、借家等も対象とすることができる。

(対象工事)

第4条 助成の対象とする住宅改修（以下「対象工事」という。）は、重度身体障害者の自立が助長され、介護者の負担が軽減される改修で、市長が助成を適当であると認めるものでなければならない。ただし、次に掲げる工事は対象としない。

- (1) 新築工事又は既存の住宅の大部分を取り壊して行う全面的な改築工事
- (2) 必要以上の大規模又は贅沢華美な改造工事
- (3) 申請時又は住宅改修助成決定の通知を受ける前に着手又は完了している工事
- (4) その他重度身体障害者の自立が助長され、又は介護者の負担が軽減されると認められない工事

(助成金額)

第5条 助成金の額は、対象工事に要する費用に次の表に定める助成率を乗じて得た額であって、同表に定める限度額以内の額とする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第45条及び第57条に規定する住宅改修費の保険給付又は長崎市日常生活用具給付等事業実施要綱（平成18年長崎市告示第716号の4）第18条の規定により住宅改修費の給付を受けた場合又は受ける場合は、それぞれの額と合算して同表に定める限度額以内の額とする。この場合において、千円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り捨てた額とする。

世帯区分	助成率	限度額
生活保護世帯	3/3	60万円
世帯員の前年分の市民税・県民税課税額の合算額が12万8千円以下の世帯（申請が1月から6月までの間にあったときは前々年分）	2/3	40万円

(助成回数)

第6条 助成は、1世帯に1回とする。ただし、市長が必要と認めるときはこの限りではない。

(助成の申請)

第7条 助成金の申請は、規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書の様式にかかわらず、住宅改修助成金交付申請書（第1号様式）を用いて行うものとする。

2 規則第3条第1項の期日は、第4条の工事着工の10日前までとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

3 助成金の申請に添付する書類は、規則第3条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる書類とする。

- (1) 住宅改修工事見積書
- (2) 住宅改修前後の図面
- (3) 住宅改修着工前の写真
- (4) 就労している又は収入のある世帯員の所得課税証明書
- (5) 就労している又は収入のある世帯員の市税完納証明書

4 第1項の助成金の申請をする者(第2条第2号に規定する者に限る。)のうち、第5条に規定する住宅改修費の給付の対象となるものについては、第1項の申請と併せて当該住宅改修費の給付の申請をしなければならない。

(身体状況等の調査)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、重度身体障害者の身体状況、家屋状況等必要な事項を調査するものとする。

(助成の決定)

第9条 市長は、前条の調査に基づき、助成の可否を決定したときは、規則第6条第1項に規定する補助金等交付決定通知書の様式にかかわらず、住宅改修助成決定通知書(第2号様式)を用いて通知するものとする。

(申請の変更)

第10条 前条の規定による助成金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定を受けた対象工事の内容その他申請に係る事項を変更しようとするとき又は当該対象工事を中止若しくは廃止しようとするときは、規則第5条第3項に規定する補助事業等変更中止(廃止)承認申請書の様式にかかわらず、住宅改修工事変更申請書(第3号様式)を用いて行うものとする。

(工事完了報告及び助成金の請求)

第11条 交付決定者は、対象工事が完了したときは、規則第12条に規定する補助事業等実績報告書の様式にかかわらず、住宅改修工事完了報告書(第4号様式)を用いて行うものとする。

2 規則第12条の期日は、第4条の工事完了の30日以内とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

3 助成金の請求に添付する書類は、規則第12条の規定にかかわらず、次に掲げる書類とする。ただし、第1号に掲げる書類については、市長が特別の事情があると認めるときは、省略することができる。

- (1) 住宅改修工事代金の領収書の写し
- (2) 住宅改修完了後の写真

4 交付決定者は、対象者が法第27条第10項及び法第32条第6項の規定により要介護者及び要支援者の通知を受けた者であって、当該住宅改修工事が法第45条及び法第57条に規定する住宅改修費の保険給付の対象となる

場合については、必ず介護保険給付の申請をしなければならない。

(検査)

第12条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、速やかに対象工事の検査を行うものとする。

(助成金額の確定)

第13条 市長は、前条の検査及び第11条第4項の申請により決定した法の規定による住宅改修費又は長崎市日常生活用具給付等事業実施要綱の規定による住宅改修費の給付金額により、助成金の額を確定したときは、規則第13条に規定する補助金等確定通知書の様式にかかわらず、住宅改修助成確定通知書(第5号様式)を用いて通知するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(長崎市高齢者・重度身体障害者住宅改造助成事業実施要綱の廃止)

2 長崎市高齢者・重度身体障害者住宅改造助成事業実施要綱(平成7年長崎市告示第246号)は廃止する。

附 則(平成13年3月30日長崎市告示第119号)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年4月1日長崎市告示第190号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成15年3月31日長崎市告示第167号)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年5月27日長崎市告示第281号)

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則(平成16年2月16日長崎市告示第49号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日長崎市告示第220号の2)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月7日長崎市告示第78号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の長崎市高齢者・重度身体障害者住宅改修助成事業実施要綱の規定は、平成18年10月1日以後に申請があった助成から適用し、同日前に申請があった助成については、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月27日長崎市告示第215号)

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、告示の日から施行する。

附 則（平成27年12月25日長崎市告示第773号）

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日長崎市告示第193号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

住宅改修助成金交付申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

申請者 住所
ふりがな
 氏名
 電話番号

㊟

次のとおり長崎市重度身体障害者住宅改修助成金の交付を申請いたします。

ふりがな				明・大・昭 年 月 日生
対象者 氏名			住所	
助成年度	年度	名称	高齢者・重度身体障害者住宅改修工事	
工事見積額	円（消費税含む。）			
助成申請額	円			
工事予定日	年 月 日 ～ 年 月 日			
住宅の種別	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家（ <input type="checkbox"/> 民間 <input type="checkbox"/> 市営 <input type="checkbox"/> 県営 <input type="checkbox"/> その他） <input type="checkbox"/> その他			
改造箇所	<input type="checkbox"/> 玄関 <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> 居室 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 洗面所 <input type="checkbox"/> その他			
世帯の状況 (対象者を含む。)	氏名	続柄	生年月日	本申請における決定にあたり、住民税の課税状況及び完納状況について確認することに同意します。
	個人番号		明・大・昭・平 ・	
	㊟	㊟	明・大・昭・平 ・	
	㊟	㊟	明・大・昭・平 ・	
	㊟	㊟	明・大・昭・平 ・	
※対象者との続柄を記入して下さい。※世帯全員の同意（記名・押印）が必要です。				
賃借人(申請者)の住宅改修を承諾いたします。 また、賃貸人と賃借人との間に問題が生じた場合、両者で誠意をもって解決することとし、長崎市に一切の責任を問いません。 年 月 日 賃貸人 住所 氏名				

㊟

住宅改修助成決定通知書

長崎市指令第 号
年 月 日

様

長崎市長



年 月 日付けで申請のあった助成金の交付については、次のとおり決定したので通知します。

助成年度	平成 年度	名称	重度身体障害者住宅改修工事
<input type="checkbox"/> 交付決定します。		① 助成申請額	円
		② 対象経費	円
		③ 助成率	円
		④ 助成金額	円
<p>交付条件</p> <p>1. 工事完了後は、速やかに住宅改修工事完了報告書に必要な書類を添付して提出してください。 なお、助成金は完了検査確認のうえ、交付します。</p> <p>2. 申請内容を変更する場合は、速やかに住宅改修工事変更申請書を提出してください。</p>			

<input type="checkbox"/> 却下します。	理由
---------------------------------	----

住宅改修工事変更申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

申請者 住所
氏名
電話番号

印

工事の内容を変更したいので、長崎市重度身体障害者住宅改修助成事業実施要綱第10条の規定により、次のとおり申請します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	長崎市指令 号
助成年度	平成 年度	名称	重度身体障害者住宅改修工事
変更内容			
変更理由			

住宅改修工事完了報告書

年 月 日

（あて先）長崎市長

申請者 住所
氏名 印
電話番号

長崎市重度身体障害者住宅改修助成事業実施要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

指令年月日	年 月 日	指 令 番 号	長崎市指令 号
助 成 年 度	平成 年度	名 称	重度身体障害者住宅改修工事
助成金交付決定額			
工 事 完 了 年 月 日			
改 造 箇 所	<input type="checkbox"/> 玄関 <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> 居室 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 洗面所 <input type="checkbox"/> その他		
工 事 費 総 額	円		
工事費総額については上記のとおり間違いありません。			
施工業者 住 所 名 称 代表者 印			
調査の結果、申請のとおり施工されていることを確認いたしました。			
担当者 印			

住宅改修助成確定通知書

第 号
年 月 日

様

長崎市長



年 月 日付けで完了報告のあった住宅改修助成については、次のとおり助成金の額を確定したので、長崎市重度身体障害者住宅改修助成事業実施要綱第13条の規定により通知します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	長崎市指令 号
助成年度	平成 年度	名称	重度身体障害者住宅改修工事
助成金交付決定額	円		
助成金交付確定額	円		